

ヘルスケア市民サポーター登録規約

（目的）

第1条 本規約は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（以下「機構」といいます。）が提供する「ヘルスケア市民サポーター」に登録した者（以下「市民サポーター」といいます。）の役割及び受けることのできるサービス等を定めることを目的とします。

（登録手続）

第2条 本規約に同意のうえ所定の登録手続を完了した時点で、市民サポーターと機構との間で本規約の各条項を内容とする契約（以下「本契約」といいます。）が成立します。

2 市民サポーターの登録を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、市民サポーターの登録手続をするにあたり、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する必要があります。

- (1) 神戸市内に在住または神戸市内に在勤もしくは在学していること
- (2) 別に定める「ヘルスケア市民サポーター登録申込書」において、申込者が記載した事項に虚偽がないこと

3 次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、機構は、申込者または市民サポーターへの事前の通知なく直ちに、市民サポーターの登録手続を取り消しまたは登録を解除します。

- (1) 登録手続において、前項各号の要件に反していたとき
- (2) 法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 機構、他の市民サポーターもしくは第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産権、プライバシーその他の権利を侵害した場合またはそのおそれのある行為をしたとき
- (4) 機構、他の市民サポーターまたは第三者を誹謗中傷する情報を流布したとき
- (5) 機構、他の市民サポーターまたは第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (6) 反社会的勢力と関係があるまたは過去に関係があったとき
- (7) 前項第1号に規定する要件に該当しなくなったとき
- (8) 連絡先が不明となったとき
- (9) その他、市民サポーターの資格を継続することが不適當であると認められる事情があったとき

4 機構は、前項各号の規定に該当する者または過去に市民サポーター資格が取り消された者からの登録申し込みを拒否することができるものとします。

（登録情報の変更手続）

第3条 市民サポーターは、自身の住所・氏名・連絡先などの登録情報に変更が生じた場合には、機構が別に定める方法により速やかに手続を行うものとします。

(提供されるサービス)

第4条 機構は、市民サポーターに対するサービスとして、次の情報を電子メールにより提供します。

- (1) ヘルスケア関連の製品・サービスに関する各種アンケート調査およびモニター調査への参加案内
- (2) 健康に関するテーマで開催される市民セミナーの案内
- (3) 日々の生活に役立つ有用な健康情報をまとめたニュースレターの配信
- (4) その他、機構が提供することを決めたもの

2 機構は、前項のサービスを「ヘルスケア市民サポーター登録申込書」に記載された連絡先に提供します。

(個人情報の取扱い)

第5条 機構は、保有する市民サポーターの個人情報に関して、適用される法令を遵守するとともに、「公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 個人情報保護規程」に従い、市民サポーターの個人情報を適正に取り扱います。

(登録解除の手続き)

第6条 市民サポーターは、登録の解除を希望する場合には、機構が別に定める方法により手続を行うものとします。

(免責事項)

第7条 機構は、第4条第1項各号のサービスの提供により市民サポーターに生じた損害その他不利益等に対し、故意または重大な過失による場合を除き、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

2 市民サポーターは、自己の判断と責任において第4条第1項各号のサービスを利用するものとし、当該サービスの利用に関連して第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と費用において解決するものとします。

(制度の変更・休止・終了)

第8条 機構は、第4条第1項各号のサービスを予告なく変更・休止・終了することができるものとします。

(本規約の改定)

第9条 機構は、本規約をいつでも改定することができるものとします。

2 機構は、本規約を改定したときは、適切な時期および適切な方法により、市民サポーターに通知します。

(権利義務の譲渡の禁止)

第10条 市民サポーターは、本契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡することがで

きません。

(裁判管轄)

第 11 条 本契約及び本規約に関して紛争が生じた場合、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この規約は、平成 28 年 8 月 22 日から施行する。

この規約の一部を改定し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

この規約の一部を改定し、令和 2 年 5 月 15 日から適用する。

この規約の一部を改定し、令和 4 年 7 月 15 日から適用する。

この規約の一部を改定し、令和 8 年 9 月 1 日から適用する。